

平成 28 年度第 1 回財政援助団体等監査

監査の種別	地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査
監査の対象	施設名：福生市営プール 指定管理者：有限会社 ブイフィールド 所管部課：教育部 スポーツ推進課
監査の範囲	平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）に執行された福生市営プール指定管理委託に関する事業について
実施期間	平成 28 年 9 月 20 日から平成 28 年 12 月 21 日まで
監査委員	田村 桂一 ・ 杉山 行男

指摘事項	改善措置等
<p>1 管理物件の修繕等について</p> <p>基本協定書第 20 条 2 では、「乙は、施設維持のために年額 107 万円を限度として 1 件あたり 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の小規模修繕等を実施するものとする。（省略）」と修繕等の取り決めを税込方式で定めている。しかし、指定管理者の経理は税抜方式を採用しており、指定期間内に税率が変更になることも考えられ、実際に平成 26 年 4 月 1 日から消費税は 5 パーセントから 8 パーセントに変更されている。税込方式であると様々な不都合が生じる恐れがあることから、次回の基本協定書作成の際は税抜で限度額を定め、税抜と明記されたい。</p> <p style="text-align: center;">（スポーツ推進課）</p>	<p>御指摘のとおり、次回の基本協定書作成の際は税抜で限度額を定め、税抜と明記いたします。</p>
<p>2 市が負担すべき備品について</p> <p>備品については、市は所有する備品一覧を示し無償で指定管理者に貸与し、指定管理者は、本業務を実施する上で、必要に応じて自己の費用により備品等を購入又は調達することができるが、基本協定書で定められているが、本来市が負担すべき備品は、指定管理料を算出する際に費用として指定管理料に盛り込むべきである。</p> <p>例えば、AED の設置については、福生市営プールには設置されておらず、指定管理者が平成 28 年 3 月に購入した。また、AED 設置の取決めについて、基本協定書に定められていな</p>	<p>御指摘のとおり、AED に限らず、本来市が負担すべき備品は契約時に費用として指定管理料に盛り込み、基本協定書作成の際には明記いたします。</p>

<p>かった。AEDは、プールという施設の性質上、使用の可能性も高く常設しておくべき備品である。</p> <p>AEDに限らず、本来市が負担すべき備品は、契約時に費用として指定管理料に盛り込み、基本協定書作成の際には明記されたい。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>	
<p>3 指定管理者に要求する管理運営業務の基準について</p> <p>平成24年度に委託業者として現指定管理者が市営プールを管理していたときに規制されていなかったことが、指定管理者になった平成25年度から市側より規制の指示があり、1年目は対応に苦慮したという事例があった。しかし、新たな規制については指定管理者に要求する管理運営業務の基準である「業務基準」に記載がなかった。</p> <p>業務基準の最後に、「その他委員会（教育委員会）が求める事項について、適切に対応すること」と記載はあるが、指定管理者が混乱しないよう、想定できる範囲ではあるが指定管理者に要求する内容は業務基準に適切に明記されたい。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>	<p>御指摘のとおり、新たな規制については、指定管理者に要求する管理運営業務の基準である「業務基準」に記載がなかった。今後は指定管理者が混乱しないよう、想定できる範囲についても指定管理者に要求する内容は業務基準に適切に明記いたします。</p>